

おでかけ交通博2021

仙台市地域公共交通計画の策定 について

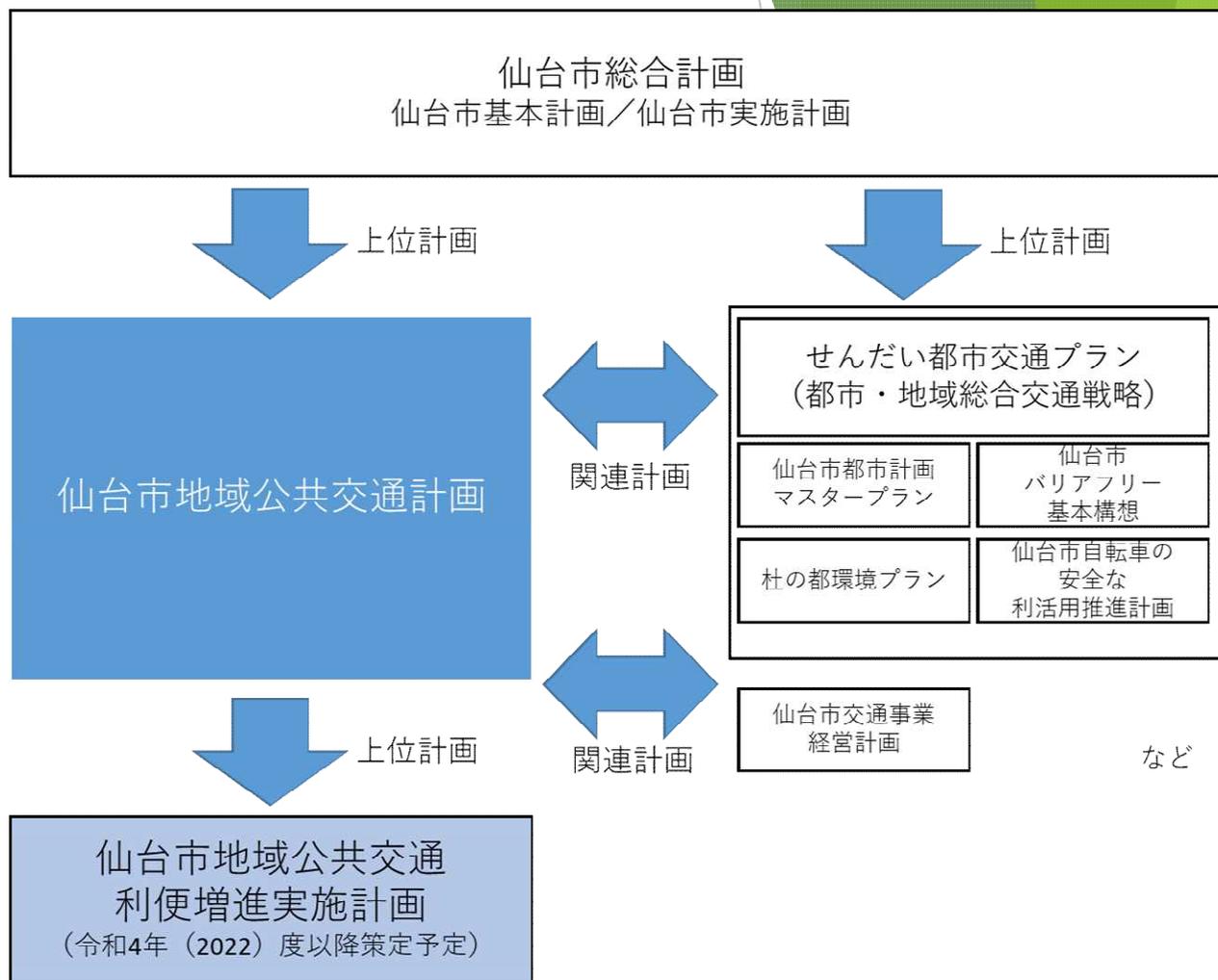
令和3年10月22日（金）

仙台市 都市整備局

総合交通政策部 公共交通推進課

1-1. 仙台市地域公共交通計画の目的・位置づけ

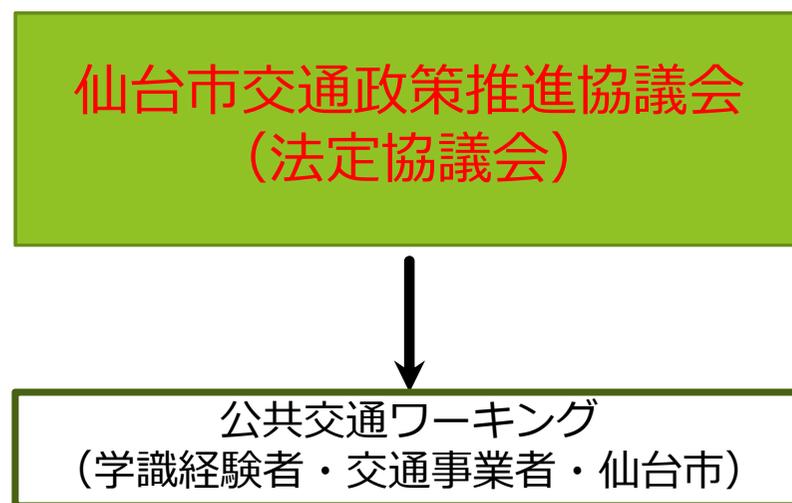
- 「仙台市地域公共交通計画」は、「せんだい都市交通プラン」の関連計画として、本市が中心となって、事業者や市民と連携しながら、本市における持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、路線バスや地域交通をはじめ、地域の実情に応じた公共交通のあり方を位置付け、それぞれの施策について着実に推進し、市民とともに移動手段を確保していくことを目的としています。



- 仙台市では、令和4年3月の仙台市地域公共交通計画策定を目指しています。

1 - 2. 検討体制①

- ・検討にあたっては、「仙台市交通政策推進協議会」（法定協議会）及び、学識経験者、交通事業者、行政の3者による「公共交通ワーキング」にて議論しながら進めています。

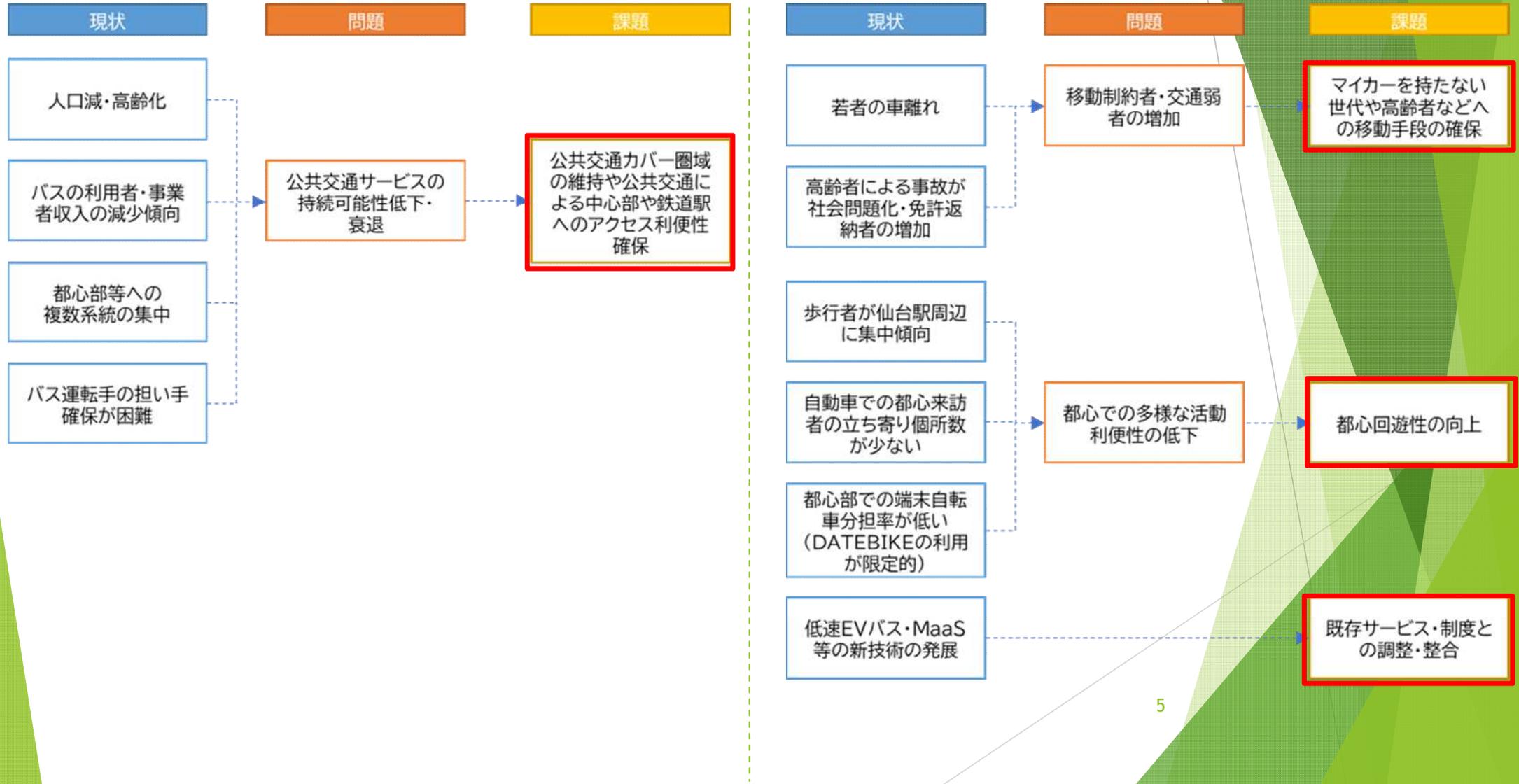


1 - 3. 検討体制②

・ 仙台市交通政策推進協議会の構成委員（●：会長）

東北工業大学工学部 都市マネジメント学科 菊池輝 教授	宮城県仙台塩釜港湾事務所長	宮城県タクシー協会 仙台地区総支部 支部長
東北大学大学院 国際文化研究科 青木俊明 教授	宮城県警察本部交通部交通規制課長	公益財団法人 仙台観光国際協会専務理事
福島大学人文社会学群 経済経営学類 吉田樹 准教授（●）	東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社企画部長	仙台商工会議所 中小企業支援部 部長
国土交通省東北地方整備局 建政部都市・住宅整備課長	宮城交通株式会社 代表取締役常務営業本部長	仙台市連合町内会長会 副会長
国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所副所長	株式会社ミヤコーバス業務部長	仙台市PTA協議会 副会長
国土交通省東北運輸局 交通政策部交通企画課長	愛子観光バス株式会社 安全・教育管理部部长	仙台市交通局総務部長
宮城県企画部地域交通政策課長	株式会社タケヤ交通代表取締役	仙台市建設局道路部長
宮城県土木部都市計画課長	公益社団法人 宮城県バス協会 専務理事	仙台市都市整備局総合交通政策部長

2. 本市における公共交通の現状と課題



3. 目標及び基本方針

【目標】

市民との協働により、地域の実情に合った、誰もが利用しやすく質の高い公共交通を持続的に確保し、自由に移動ができる生活の実現とまちなかの賑わい向上をめざします。

【5つの基本方針】

基本方針1 公共交通軸の形成・機能強化

都心や拠点にアクセスできる公共交通軸の設定と強化により、機能集約型の都市づくりを目指す。

基本方針2 路線バスの利便性向上

路線バスの利便性の向上により、持続可能な公共交通のサービスの確保を目指す。

基本方針3 地域交通の維持・確保・充実

地域のニーズや実情に応じた地域主体の移動手段の維持・確保・充実により、自由に移動ができる生活の実現を目指す。

基本方針4 都心回遊交通の強化

都心での多様な活動や利便性を高めるため、公共交通等による都心の回遊性強化により、まちなかの賑わいの向上を目指す。

基本方針5 公共交通のシームレス化・利用促進

公共交通を中心とした、持続可能な公共交通体系を構築するため、複数の交通手段を組み合わせた移動に関する利便性の向上により、誰もが利用しやすい公共交通サービスの確保を目指す。

4-1. 公共交通ネットワークの構築①

● 既存の路線バスエリア

⇒ 「みんなで支える路線バスエリア」

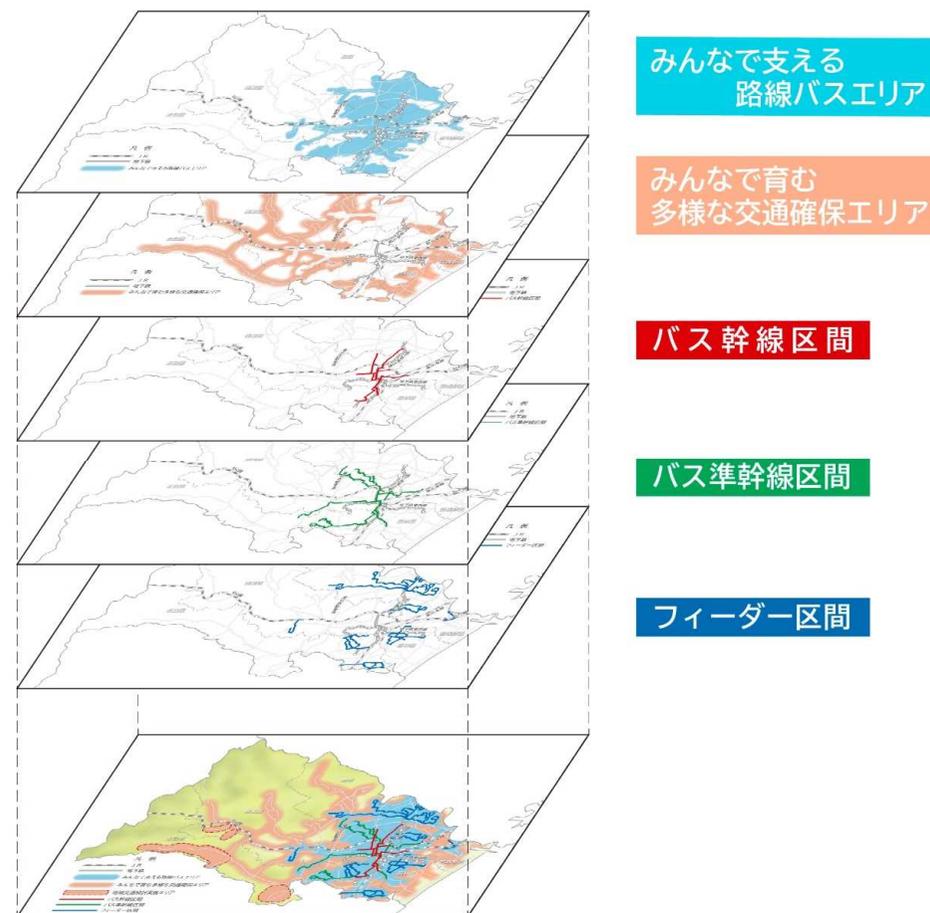
⇒ 「みんなで育む多様な交通確保エリア」
の2つのエリアに分類します。

○ 「みんなで支える路線バスエリア」 内で

⇒ 「バス幹線区間」

⇒ 「バス準幹線区間」

⇒ 「フィーダー区間」
の3つの区間を設定します。



7

※エリア名称、区間名称は現時点で仮称です。

4-2. 公共交通ネットワークの構築②

みんなで支える路線バスエリア

- ・公共交通の需要が一定程度見込まれるエリアであり、**都市の骨格となる鉄道、地下鉄及び路線バスにより、移動が可能なエリア**です。
- ・このエリアでは、都心へ直接アクセスするための都心アクセス型バスや鉄道駅にアクセスするためのフィーダーバスといった様々な役割の区間を設定し、各区間に応じた施策を実施することで利便性の向上を図ります。



バス幹線区間

バス準幹線区間

フィーダー区間

みんなで育む多様な交通確保エリア

- ・郊外等で人口が点在していること等から**比較的大きな輸送需要の確保が課題と考えられるエリア**です。
- ・このエリアでは、路線バス利用促進や地域の実情にあった公共交通のあり方、路線バスと地域交通の適切な役割分担等について、地域の皆様、交通事業者、行政の三者による意見交換を行いながら、地域の利用ニーズに応じた路線バスの維持や運行ダイヤの見直しに向けた検討、もしくは、地域住民主体の地域交通導入や、路線バスの一部運行形態の転換などを検討し、**地域の実情に応じた多様な移動手段の確保**を目指します。

8
※エリア名称、区間名称は現時点で仮称です。

4-3. 公共交通ネットワークの構築③

「みんなで支える路線バスエリア」

バス幹線区間

みんなで支える路線バスエリア内において、都心へアクセスする路線バスのうち幹線軸を形成し、鉄道に準じた運行本数や利用しやすい運行間隔など、**定時性・速達性に優れた都心アクセス型バスの提供**を目指す区間です。

バス準幹線区間

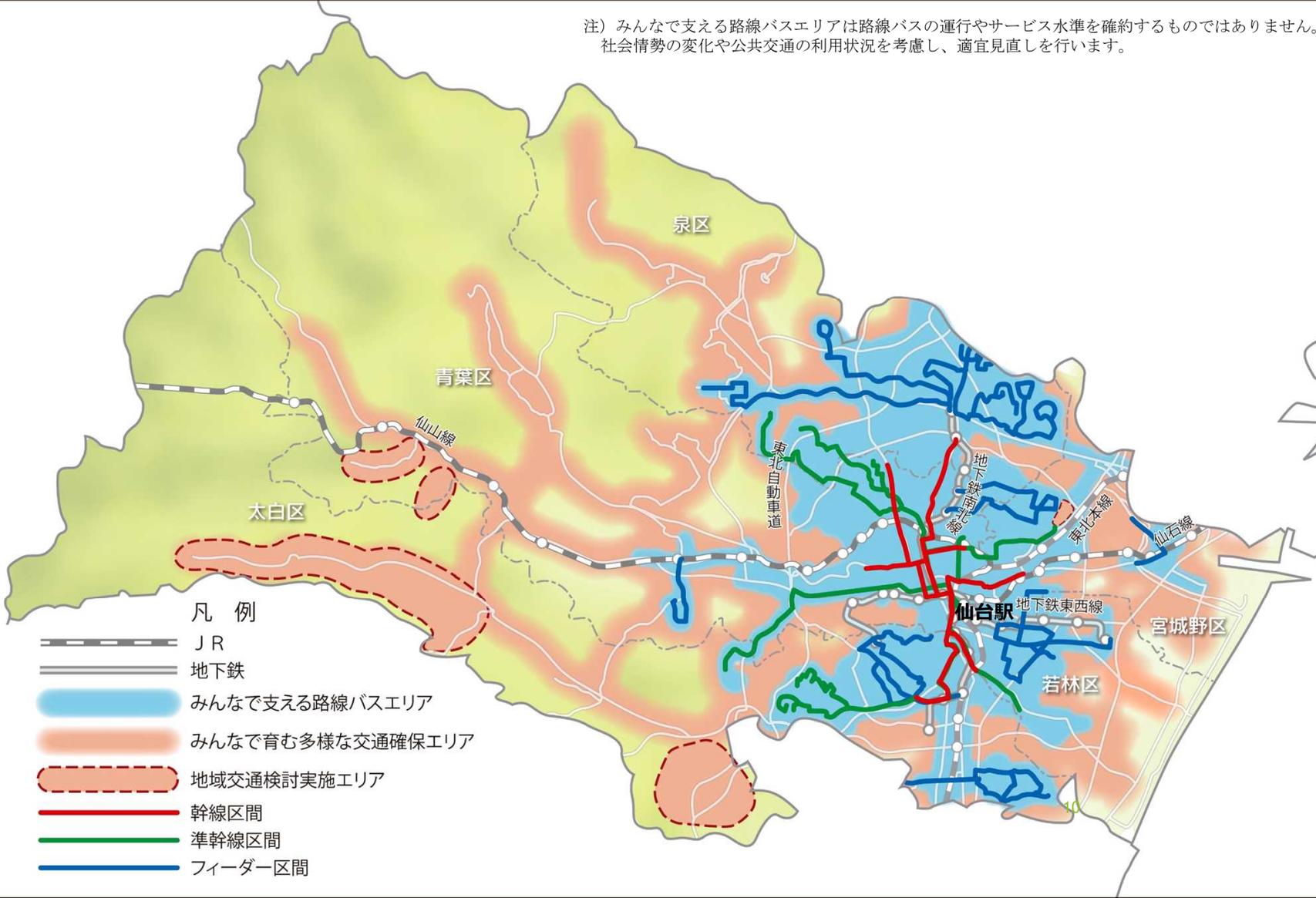
みんなで支える路線バスエリア内において、バス幹線区間の条件に合致しないものの、それに匹敵する人口や施設のポテンシャルがある区間において、**幹線区間に準じた都心アクセス型バスの提供**を目指す区間です。

フィーダー区間

みんなで支える路線バスエリア内において、乗り換えによる移動のため**鉄道駅へのアクセスを重視**したフィーダーバスの提供を目指す区間です。

4-4. 公共交通ネットワーク (案)

注) みんなで支える路線バスエリアは路線バスの運行やサービス水準を確約するものではありません。社会情勢の変化や公共交通の利用状況を考慮し、適宜見直しを行います。



4 - 5. 各区間の施策展開の考え方

- みんなで支える路線バスエリアでは、利便性向上の取組による効果を安定して得られると考えられるバスの運行間隔（1時間に概ね1本以上※）を基に、各区間の施策に取り組みます。
- 各区間の現在の運行状況は、幹線区間では1時間に概ね4本以上、準幹線区間では1時間に概ね2本以上、フィーダー区間では1時間に概ね1本以上となっており、沿線人口密度や施設立地密度などの地域の潜在需要が多い区間であることから、それぞれに応じた施策を優先的に実施することにより、サービスの向上を図ります。

5-1. 取組施策

公共交通の基本方針	個別施策	取組内容	エリア		区間			利便増進 計画該当
			みんなで支える 一般路線バス エリア	みんなで育む 交通サービス最 適化エリア	幹線	準幹線	フィーダー	
1.公共交通軸の形成・機能強化 2.路線バスの利便性向上	①バス幹線区間・準幹線区間の設定及び利便性向上策の実施	1) バス幹線区間及び準幹線区間の設定	●		●	●		●
		2) バス待ち環境の向上整備	●		●	●		
		3) 走行環境の向上整備	●		●	●		
	②フィーダー区間の設定における及び利便性向上策の実施	1) フィーダー区間の設定	●				●	●
		2) 乗り継ぎに関する情報提供の改善	●				●	
		3) 乗り継ぎ時刻表の掲示	●				●	
		4) バス待ち環境の整備	●				●	
	③既存鉄道の機能強化	1) 仙台駅における乗り継ぎ利便性向上策の実施	●					
		2) 泉中央駅周辺における交通環境改善策の検討	●					
3) 福田町駅における利便性向上に向けた検討		●						
3.地域交通の維持・確保・充実	④地域交通による地域が主体となった移動手段の確保・充実	1) 地域の実情に合った移動手段の確保		●				●
		2) 地域の移動手段確保について考える意見交換会の実施		●				●
		3) 地域交通を利用しやすい運賃施策等の検討・実施		●				●
	⑤地域交通と路線バス等をつなぐ交通結節点整備	1) 地域交通結節点整備		●				●
		2) 医療施設や商業施設等と連携した乗り継ぎ停留所の設置		●				●

5 - 2. 取組施策

公共交通の基本方針	個別施策	取組内容	エリア		区間			利便増進 計画該当
			みんなで支える 一般路線バス エリア	みんなで育む 交通サービス最 適化エリア	幹線	準幹線	フィーダー	
4. 都心回遊交通の強化	⑥公共交通を利用した都心の回遊の促進	1) 都心部における均一運賃制度の検討・実施	●					
		2) 均一運賃制度の更なる利用促進	●					
		3) 公共交通を利用した回遊のあり方検討	●					
5. 公共交通のシームレス化・利用促進等	⑦自動運転等新技術の活用	1) 自動運転等新技術の活用	●					
	⑧バス待ち環境整備	1) スマートバス停の導入	●					
		2) バス待ち環境の整備	●					
	⑨公共交通の情報提供や案内誘導の改善	1) 公共交通の情報提供の改善	●	●				
		2) 駅等交通結節点における案内誘導の改善	●					
		3) 路線バスの共通ナンバリングの導入検討	●	●				●
	⑩運賃施策等による公共交通利用の促進	1) 一日乗車券等の実施	●	●				
		2) 新たな運賃・乗車券制度の検討	●	●				●
		3) 公共交通利用者の優遇策の検討	●	●				
	⑪キャッシュレス決済の利活用の促進	1) ICカード乗車券の利用・導入の促進	●	●				
		2) キャッシュレス決済の検討	●	●				
		3) ICカード乗車券の更なる利便性向上の検討	●	●				
	⑫駅やバス・地下鉄車両等のバリアフリー化	1) 鉄道駅バリアフリー化の推進	●					
		2) 誰にでも使いやすい移動車両等の導入	●	●				
	⑬モビリティ・マネジメント等の推進	1) 住民モビリティ・マネジメント	●					●
2) 転入者モビリティ・マネジメント		●	●					
3) 学生・生徒モビリティ・マネジメント		●	●					
4) 公共交通利用促進イベントの開催		●	●					
5) 小学生への公共交通に関する学習の実施		●	●					
⑭MaaS導入の検討	1) MaaS導入の検討	●	●					
⑮旅行者等が移動しやすい環境の整備	1) 来訪者向け公共交通施策の実施	●						
	2) 来訪者向け交通手段の利用促進	●	●					

6. スケジュール

(1) 地域公共交通計画策定に向けて

令和3年度	会議等	内容
1 1月	第4回仙台市交通政策推進協議会	中間案の協議
1 2月	パブリックコメント（予定）	中間案について
3月	第5回仙台市交通政策推進協議会	最終案の協議
3月	仙台市地域公共交通計画の策定	



国土交通大臣への送付・認定申請

(2) 利便増進実施計画策定に向けて

令和4年度の策定に向けて、事業者との協議を進めます。

ご清聴ありがとうございました。